

「地域がん診療拠点病院のあり方に関する  
検討会」設置要綱

平成 17 年 7 月 11 日

第 15 回厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会資料

## 「地域がん診療拠点病院のあり方に関する検討会」設置要綱

### 1. 目的

本年4月にとりまとめられた「がん医療水準均てん化の推進に関する検討会」報告書の提言に基づき、がん医療水準の「均てん化」（全国どこでもがんの標準的な専門医療を受けられるよう、医療技術等の格差の是正を図ること）を図るため、その中心的役割を担う地域がん診療拠点病院のあり方について検討を行うことを目的とする。

### 2. 検討事項

- (1) 地域がん診療拠点病院に必要とされる機能について
- (2) 地域がん診療拠点病院の整備に関する指針の見直しについて

### 3. 検討会メンバー

別紙

### 4. その他

- (1) 検討会は健康局長が開催する。
- (2) 検討会に座長を置くものとする。
- (3) 検討会の庶務は、厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室が行う。
- (4) 会議は原則公開とする。
- (5) 本要綱に記載のないものについては、別途定めるものとする。

## 地域がん診療拠点病院のあり方に関する検討会メンバー

氏名	所属機関・役職
垣添 忠生	国立がんセンター 総長
北島 政樹	慶應義塾大学 医学部長
佐々 英達	(社)全日本病院協会 会長
高嶋 成光	(独)国立病院機構四国がんセンター 院長
千村 浩	鹿児島県保健福祉部 部長
土屋 隆	(社)日本医師会 常任理事
南 砂	読売新聞 編集局解説部 次長

(50音順、敬称略)

## 地域がん診療拠点病院制度の見直しの方向性

1. 指定要件をできる限り数値を含めて明確化する。
2. 地域における診療・教育研修・研究の核となっており、地域がん診療拠点病院に対する指導的な役割などが期待できる特定機能病院を指定の対象に含める。
3. 地域がん診療拠点病院を、診療・教育研修・研究・情報発信機能に応じて2段階に階層化(地域がん診療拠点病院、都道府県がん診療拠点病院(仮称))し、役割分担を明確化するとともに、それを踏まえた診療、教育研修、院内がん登録、情報、臨床研究に係るネットワークを構築する。

地域がん診療拠点病院の主な機能として求められるのは、ア) 我が国に多いがんの早期診断・治療の提供、イ) 地域の医療機関からの紹介患者の受け入れ及び緩和医療の提供、ウ) 地域の医療従事者に対する教育・研修の実施、エ) 臨床試験への協力(例えば第Ⅲ相試験)、オ) 標準様式に基づく院内がん登録の実施である。

また、都道府県がん診療拠点病院(仮称)の主な機能として求められるのは、ア) 我が国に多いがんの進行期の標準的治療の提供、イ) 集学的治療の提供、ウ) 地域がん診療拠点病院に対する教育・研修の実施、ウ) 臨床試験の実施(例えば第Ⅱ/Ⅲ相試験)、エ) 標準様式に基づく院内がん登録の実施である。

さらに、より機能の優れた都道府県がん診療拠点病院(仮称)の主な機能として望ましいのは、ア) 稀ながんの診療、我が国に多いがんの高度な技術を要する治療の提供、イ) 高度先進医療の提供、ウ) 都道府県がん診療拠点病院(仮称)に対する教育・研修の実施、エ) 臨床試験の実施(例えば第Ⅰ/Ⅱ相試験)、オ) 標準様式に基づく院内がん登録の実施である。

4. 医療相談室の機能の強化
5. 地域がん診療拠点病院制度に対するインセンティブが働くような仕組みを作る。
6. 指定については、更新制を導入する。